



長野県報

12月14日(月)
平成27年
(2015年)
第2733号

目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課) 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(保健・疾病対策課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(保健・疾病対策課) 2

身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障がい者支援課) 2

身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障がい者支援課) 4

身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障がい者支援課) 4

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課) 4

火薬類取締法に基づく公開の聴聞(ものづくり振興課) 5

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課) 5

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課) 5

運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者の施設閉所の届出による認定の取消(東北信運転免許課) 6

公告

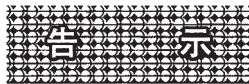
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働課) 6

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(生活排水課) 7

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) 7

開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課) 7

建築基準法に基づく道路の位置の指定(3件)(建築住宅課) 7



長野県告示第578号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成27年12月14日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
諏訪協立病院	諏訪郡下諏訪町矢木町214	平成31年1月7日

医療推進課

長野県告示第579号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成27年12月14日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
伊南訪問看護ステーション	駒ヶ根市赤穂3213番地1	平成27年12月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第580号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成27年12月14日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
稲里あおぞら薬局 長野市稲里町中央3-7-1	稲里あおぞら薬局 長野市稲里町中央2-16-7	平成27年11月24日
ニチイケアセンターこと訪問看護ステーション 上田市上野60-7	ニチイケアセンター上田緑ヶ丘訪問看護ステーション 上田市緑ヶ丘3-21-12	平成27年3月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第581号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成27年12月14日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
調剤薬局 マツモトキヨシ篠ノ井金井田店	長野市金井田10	平成27年10月31日
有限会社 山本薬局	松本市征矢野2-8-8	平成27年10月31日
おの薬局	松本市庄内三丁目6番1号	平成27年11月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第582号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成27年12月14日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
毛原 啓	心臓	諏訪市湖岸通り五丁目11番50号 諏訪赤十字病院
星野 理	心臓	松本市巾上9-26 医療法人社団中信勤労者医療協会 松本協立病院
宮下 大輔	ぼうこう又は直腸	須坂市大字高梨260-5 医療法人 ミヤシタ 宮下医院
野神 孝夫	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	上水内郡小川村大字高府13467 小川村国民健康保険診療所
平賀 理佐子	心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 免疫 肝臓	大町市大字大町3130 市立大町総合病院
白井 隆之	肢体不自由	佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院
佐々木 哲郎	視覚 聴覚 平衡 音声・言語 肢体不自由	伊那市小四郎久保1313番地1 伊那中央病院
柳川 貴雄	視覚 聴覚 平衡 音声・言語	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院
露崎 淳	そしゃく	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院
植谷 岳郎	肢体不自由	上田市常田2-15-16 医療法人 アレックス 上田整形外科クリニック
小松 雅俊	肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
後藤 暁子	聴覚 平衡 音声・言語 肢体不自由	佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院
太田 久彦	平衡 音声・言語 そしゃく 肢体不自由 心臓 呼吸器	大町市大町3130 市立大町総合病院

長野県告示第583号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成27年12月14日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
小林 伸輔	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院
山岡 清明	飯田市八幡町438番地 飯田市立病院	飯田市北方1742-1 山岡整形外科
福島 加奈	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	松本市島内4380 東城クリニック
村田 貴弘	松本市本庄2-5-1 相澤病院	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
大嶋 博之	北佐久郡軽井沢町大字長倉2375-1 国保軽井沢病院	北佐久郡軽井沢町大字長倉9-173 休日夜間 軽井沢診療所

障がい者支援課

長野県告示第584号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成27年12月14日

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
大脇 嶺	上水内郡信濃町柏原380 信濃町立信越病院	平成27年11月30日
高橋 康彦	上水内郡信濃町柏原380 信濃町立信越病院	平成27年11月30日
西村 勇人	上水内郡信濃町柏原380 信濃町立信越病院	平成27年11月30日
菊池 典雄	上水内郡信濃町柏原380 信濃町立信越病院	平成27年11月30日
中山 晴善	上高井郡小布施町小布施851 特定医療法人 新生病院	平成27年10月5日

障がい者支援課

長野県告示第585号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

平成27年12月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）
上田市国分839番2、839番4及び866番の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第586号

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく行政処分について、同法第54条第2項及び行政手続法（平成5年法律第88号）第31条第1項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

平成27年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 聴聞の件名

火薬類取締法第8条の規定による不利益処分に係る聴聞

2 被聴聞者

商号又は名称	代表者名	販売所所在地
合資会社浅間スポーツ	小林 貞雄	佐久市野沢137番地
ジャイアンツ商会	今井 利一	佐久市岩村田670-6
山本スポーツ	山本 昇三	諏訪市末広3-1

3 日時

平成28年1月13日（水）午前10時30分から12時まで

4 場所

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県庁 西庁舎304号会議室

ものづくり振興課

長野県告示第587号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村四徳292の69

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第588号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）

第30条の規定により告示します。

平成27年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草1624の1、1625の1、1639の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第589号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第590号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法

第30条の規定により告示します。

平成27年12月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
埴科郡坂城町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県公安委員会告示第42号

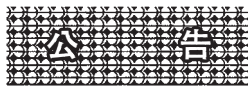
運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり施設閉所の届出があり認定を取消しました。

平成27年12月14日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

認定を受けた者			教育に使用する施設		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
有限会社信濃東部自動車学校長野支店長野第一自動車学校	長野市平林一丁目34番24号	片山喜之	長野第一自動車学校	長野市平林一丁目34番24号	閉所により認定取消し		平成27年12月3日

東北信運転免許課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子どもたちのためのスポーツイベントネットワーク
- 3 代表者の氏名
柄澤 深志
- 4 主たる事務所の所在地
(変更前) 栃木県那須塩原市新緑町119番地13
(変更後) 長野県佐久市白田1897番地3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、子供たち(主に小中学生)に対して、スポーツに

関する事業を行い、子供たちの健全育成に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本チェルノブイリ連帯基金
- 3 代表者の氏名
鎌田 實
- 4 主たる事務所の所在地
松本市浅間温泉二丁目12番12号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、チェルノブイリ原子力発電所の爆発事故による放